

榛東村 子ども読書活動推進計画



平成28年12月

榛東村教育委員会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

読書は、知的好奇心を満たし、いつでも学ぶことができる知の宝庫として、人生をより豊かなものにしてくれます。

しかし、近年では、テレビやゲーム、携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの普及により、子どもの生活環境が大きく変化し、子どもの読書環境に大きな影響を与えています。

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、県では平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

これらを受けて、榛東村では、子どもたちが視野を広げ、知的好奇心を高め、豊かな創造力を培い、人生をより豊かに生きる力を身に付けることができるように、「榛東村読書活動推進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。

なお、子どもの読書活動に関わる保護者及び村民をはじめ、行政機関や教育関係者等も対象とします。

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

行動目標

- 読書に親しむ家庭環境づくり

現在の取組

- 保健相談センターでは、乳児健診（7ヶ月児）の際、ブックスタート事業として、「くれよんぽけっと」による絵本の選び方の説明や、絵本を配布する活動をしています。
- 読み聞かせ団体による読み聞かせを「しんとうママフェス」などの村内行事で行っています。

今後の取組

- 図書室(中央公民館及び南部コミュニティセンター)の児童向け図書を充実させます。
- 現在、公民館で行っている、「おはなしアイアイ」による「夏休みわくわく教室」や「クリスマスおはなし会」など、親子で読書に親しむ機会をさらに充実させます。
- 家庭における読書の大切さを村から村民に向けて伝えるとともに、図書室（中央公民館及び南部コミュニティセンター）の新着図書や図書関連行事の情報を回覧板や広報などでお知らせし、親子や家族での図書室利用を促進します。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

行動目標

- 中央公民館及び南部コミュニティセンターにおける読書活動の推進

現在の取組

- 中央公民館では、「児童向け読書推進期間」や、「クリスマスおはなし会」などを行っています。また、中央公民館及び南部コミュニティセンターでは、「読書感想画コンクール」を開催しています。

- 「くれよんぽけっと」や「おはなしアイアイ」などの読み聞かせ団体が、読み聞かせを行い、絵本に親しむきっかけを与えています。

今後の取組

- 子ども会育成会連絡協議会やPTA活動などを通じて、子どもの読書活動推進に関する様々な取り組みを紹介し、地域における読書活動の推進を図ります。
- 中央公民館及び南部コミュニティセンターにおいて「大人向け読書推進期間」を設け、大人が読書をする姿を子どもに見せることにより、子どもの読書に対する意欲を高めるきっかけづくりをします。
- 絵本を中心に、子どもたちが本に接する機会づくりを推進します。
- 蔵書の充実を図り、図書室の利用促進を図ります。
- 様々な理由により読書活動が困難な子どもに対して、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入り映像資料などの整備を行います。
- 図書司書を対象とした研修を行い、資質向上を図ります。

(3) 学校などにおける子どもの読書活動の推進

行動目標

- 学校などにおける読書環境の充実と適切な支援体制の整備

現在の取組

- 朝読書や読み聞かせ、読書月間など、本に触れる機会を設けています。
- 多読賞などの表彰による読書の奨励を行っています。
- 校内掲示板等を活用した本の紹介や「ライブラリーニュース（おたより）」の発行、おすすめの本コーナーを設置しています。
- 本の読み方など、教職員向けの研修を実施しています。

今後の取組

- 小中学校への図書司書の配置を継続するとともに、その資質向上を図ります。
- 絵本から文字のみの本への移行がスムーズに行われ、読書を習慣化することができるように支援のさらなる充実を図ります。

- 学校図書の充実を継続します。
- 乳幼児が絵本や物語に親しむ機会づくりを推進します。

(4) 読書活動に関する広報及び啓発

行動目標

- 読書活動への関心を高め、その重要性が深められる広報及び啓発の推進

現在の取組

- 「公民館だより」で児童向け読書推進期間を周知しています。
- 中央公民館及び南部コミュニティセンターにおいて、「子ども読書の日」のポスターを掲示しています。

今後の取組

- 「子ども読書の日」(4月23日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)に合わせてイベントなどを開催します。
- ホームページなどを活用して、広報及び啓発を推進します。

(5) 関係機関との連携・協力

行動目標

- 家庭・地域・学校が相互に連携・協力できる支援体制の整備

現在の取組

- 平成28年11月より前橋市立図書館・前橋こども図書館・各分館について、榛東村民も利用できるようになりました。

今後の取組

- 図書室(中央公民館及び南部コミュニティセンター)や学校・幼稚園などは、連携して子どもに必要な図書を提供します。
- 読み聞かせ団体との連携を強化します。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しな

ければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



榛東村子ども読書活動推進計画

平成28年12月策定

【発行者】 榛東村教育委員会

【編集】 榛東村子ども読書活動推進計画策定委員会

【事務局】 榛東村教育委員会事務局

TEL 0279(54)2211 FAX 0279(54)8225

Mail s-kyoiku@vill.shinto.gunma.jp